

(L1) 土木学会技術推進機構運営規程

平成11年5月28日	制 定
平成13年5月11日	一部改正
平成14年5月10日	〃
平成16年6月18日	〃
平成20年3月19日	〃
平成23年11月18日	〃
平成26年1月24日	〃

(総則)

第1条 土木学会技術推進機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関しては、土木学会定款、土木学会細則および土木学会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(名称)

第2条 機構の英文名称は、Organization for Promotion of Civil Engineering Technology, JSCEとし、略称をOPCETとする。

(技術推進機構運営会議)

第3条 技術推進機構運営会議（以下「機構運営会議」という。）は以下の事項を審議する。

- (1) 機構の企画、運営に関すること
- (2) 各部門との連絡調整に関すること
- (3) 機構関連業務の理事会への提案及び報告に関すること
- (4) 外部資金による研究事業に係る事項に関すること

2 機構運営会議の構成員は次のとおりとする。

- (1) 機構担当主査理事（以下「主査理事」という。）、機構担当理事ならびに、企画、国際、教育企画及び調査研究の各部門の担当理事各1名及び専務理事
- (2) 企画、国際、教育企画、調査研究の各部門の幹事各1名
- (3) 技術者資格委員会及び継続教育実施委員会の委員長のほか、主査理事の推薦に基づく委員（若干名）
- (4) 機構長

3 機構運営会議の議長は主査理事がこれにあたる。

4 機構運営会議の構成員の任期は各構成員の役職における任期による。ただし、主査理事の推薦に基づく委員の任期は1期2年とし、再任は妨げない。

5 機構運営会議には、必要に応じて幹事会を置くことができる。

6 機構担当主査理事は代表幹事を指名する。

(機構長)

第4条 機構長は、機構の業務を統括する。

2 機構長は、必要に応じて機構の活動を機構運営会議に報告する。

(研究員)

第5条 機構の事業推進のため、研究員を委嘱することができる。

2 研究員は、必要に応じて主査理事と機構長の選考に基づき、会長が委嘱する。

(会計)

第6条 機構の会計は、土木学会会計規程に従う。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、機構運営会議で審議のうえ、理事会において行う。

附則（平成11年5月28日 通常総会議決） この規程は、平成11年5月29日から施行する。

2 機構長は、当面の間、専務理事が兼務する。

附則（平成13年5月11日 理事会議決） この変更規程は、平成13年6月1日から施行する。

附則（平成14年5月10日 理事会議決） この変更規程は、平成14年5月10日から施行する。

附則（平成16年6月18日 理事会議決） この変更規程は、平成16年6月18日から施行する。

附則（平成20年3月19日 理事会議決） この変更規程は、平成20年3月19日から施行する。

2 平成11年5月28日付附則第2項の規定を削除する。

附則（平成23年11月18日 理事会議決） この変更規程は、平成23年11月18日から施行する。

附則（平成26年1月24日 理事会議決） この変更規程は、平成26年1月24日から施行する。